

教育委員会定例会議事録

令和元年12月19日 午後2時30分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	原 田 潔
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
教育部次長兼中央図書館長	近 藤 慎 一
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	戸 苺 憲 司
学校給食課長	牧 平 行 史

教育長が指定した事務局職員

主 事	鳥 居 政 治
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第40号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第41号議案 豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 第4 第42号議案 天然記念物の指定解除について
- 第5 第43号議案 史跡指定地の一部指定解除について
- 第6 その他報告 令和元年12月定例会市議会における教育問題について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会

議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、林・戸苧両委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第40号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は教職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、会議内容の議事を別に記録するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第40号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は職員の人件に関わるため非開示)

「高本教育長」 公開に戻ります。日程第3、第41号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「河原教育部次長」 第41号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 通学区域の変更については、前回の教育委員会議において通学区域審議会の答申をいただいておりますので内容についてもご承知のことと思いますが、今回はそれに合わせた規則の改正ということです。この件についてご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 内容については全く異議がありませんが、審議会の林会長ご自身は牛久保小校区でも天王小校区でもないですね。本来であれば、それぞれの町内会で話し合っただけで決めれば良いと思うのですが、審議会の委員はどのように決めているのでしょうか。

「河原教育部次長」 通学区域審議会の構成要員につきましては条例で定められています。今回も条例に沿ってメンバーを構成しておりますが、林会長は学識経験者としてメンバーに入ってくださいました。また、該当地区である牛久保、天王それぞれの町内会長や、小学校長並びにPTAの代表の方にも入っていただいています。また、それぞれの小学校の子が通うこととなる南部中学校長も構成員として審議をしていただきました。

「林委員」 今後もこのような事があれば、同様に審議会を立ち上げるということですか。

「河原教育部次長」 はい。各地区の総意として要望書を挙げていただくことで、必要があれば審議会を立ち上げることとなります。

「高本教育長」 今後も、地域から何らかの見直しを考えてもらえないかという要望書が出てきた際には、それぞれ関係する方々に審議会の構成員になっていただくとともに、学識経験者の方にもメンバーに入らせていただくことで中立的な立場での判断もいただくことになるかと思えます。他にはよろしいでしょうか。特にご質問等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第41号議案「豊川市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第42号議案「天然記念物の指定解除について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 それでは、第42号議案、天然記念物の指定解除について説明をさせていただきます。7ページをお開き下さい。こちらの表にありますように、安養寺のクロガネモチ1樹の指定解除に関するものです。本件につきましては、9月27日に開催されました教育委員会定例会において文化財保護審議会への諮問を行うことが決まりまして、11月29日に開催されました文化財保護審議会での審議を経て、次の8ページにありますように同日付けで天然記念物の指定解除すべきものとして答申されたものであります。9ページに指定解除の理由や写真が添付されておりますが、危険性排除のため7月29日から8月3日までの期間に所有者により伐採作業が行われまして、すでに樹木が滅失してしまったため指定解除を行うものです。本日この会議において可決、承認されましたら、明日12月20付けで告示を行い、正式に指定解除になる予定となっております。

「高本教育長」 この案件についても9月の教育委員会議でお示しいただき、承認後に文化財保護審議会に掛けられ、文化財保護審議会からも天然記念物指定を解除すべきものとして答申があったということです。この件についてご質疑がありましたらお願いします。特にご質問等がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第42号議案「天然記念物の指定解除について」は、原案のとおり可決いたしましたので、12月20日をもって告示となります。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第43号議案「史跡指定地の一部指定解除について」を議題といたします。引き続き、生涯学習課から説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 続きまして、第43号議案、史跡指定地の一部指定解除について説明をさせていただきます。10ページをお開き下さい。表にありますように、兎足神社貝塚の一部指定解除に関するものです。本件も9月27日に開催されました教育委員会定例会において文化財審議会への諮問を行うことが決まり、先程の安養寺の

クロガネモチと同様、文化財保護審議会の審議を経て、史跡指定地の一部指定解除すべきものとして答申をされたものであります。12ページに一部指定解除の理由等が書かれておりますが、兎足神社貝塚は縄文時代晩期の貝塚遺跡である事を指定理由とするものであり、発掘調査により貝塚が分布していない事が確認された箇所については一部指定を解除するものです。先ほどの安養寺のクロガネモチと同様ですが、この会議にて可決、承認されましたら、明日付けで告示を行い、正式に一部指定解除になる予定です。なお、今回の指定解除と一部指定解除により、豊川市の指定文化財は1件減りまして212件となります。

「高本教育長」 こちらについても先の教育委員会議に議題として出され、同様に文化財保護審議会の方からの答申を受けた結果であります。この件について、ご質問等がありますでしょうか。特になければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第5、第43号議案「史跡指定地の一部指定解除について」は、原案のとおり可決いたしました。先程の案件同様、告示の手続きをお願いします。

「高本教育長」 続きまして、日程第6、その他報告「令和元年12月定例市議会における教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「原田教育部長」 「令和元年12月定例市議会における教育問題について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 今回は、代表質問を含め入れて5名という事でしたが、スポーツ施設に関していろいろな質問が矢のように降って参りましたので、スポーツ課長は大変忙しかったと思います。一昨日、議会の方は無事終了しております。それでは、この件についてご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 今まで市民館と公民館の違いが良く分からなかったのですが、今の部長の説明でようやく理解ができました。そこで一つ質問ですが、御油には公民館があって、国府には市民館が二つあります。公民館は、中学校単位で一つ出来ているということですから、本来であれば国府の方も御油の公民館を使用するということですね。

「原田教育部長」 はい、そうです。

「林生涯学習課長」 少し補足をさせていただきます。林委員が言われたように、市では、中学校区単位の社会教育施設として公民館があり、逆に公民館がない地区には市民館があるというような整理をしています。西部中学校区につきましては、いろいろな課題がありまして、公民館は中学校区単位の施設ですので、国府の方が使っても全く問題がないのですが、実質、国府には国府コミュニティセンターという大きな市民館が一つあります。御油公民館よりはるかに大きい三階建ての建物があるものですから、実際には国府の人が御油に来て公民館を使うことはない状態となっております。ただし、今回の一般質問でも若干答弁をさせていただいているのですが、我々として

は整理をしていきたい部分もありまして、特に御油公民館については改築というターニングポイントがあるものですから、そこで一度整理をするという意味で、実は建て替えに当たっても3パターンの選択肢を考えています。一つ目は、現地で建て替える。二つ目は、違う場所に建て替える。問題は三つ目ですけれども、三つ目は、例えば御油公民館を地区市民館に位置づけし直すというものです。逆に、国府にある国府コミュニティセンターを、中学校区単位の社会教育施設に位置づけることで、国府地区には中学校区単位の社会教育施設が一つあって、市民館も一つある。御油地区にも市民館が一つあるという事になりますので、市民館を小学校区単位や連区単位で一つという考え方にも合致しますし、西部中学校区としても、国府コミュニティセンターが社会教育施設として一つあるという整理ができます。ですから、三つ目のパターンも地元にはお示しをさせていただいて、この3つの中からどれが良いでしょうかという話を地元投げかけているところです。

「林委員」 最後に言われた三つ目の案が一番すっきりしますね。今後については、地元の方の意見を聞いて方針を立てていくのでしょうか。

「林生涯学習課長」 正式ではありませんが、4公民館の連区の方や重鎮の方に内々に集まってお聞きいただきまして、今説明したような市の考え方を既に説明しています。御油公民館以外の3館については基本的にはあまり変わらないものですから、特に問題はありますが、御油については、建て替えがあったり制度が変わったりする関係もありますので、市としては地元の方の意見を最大限に生かしていきたいという事で投げかけをしています。また年明け1月ぐらいに意見交換をする予定です。

「原田教育部長」 いずれにしても、長年に渡って地元で利用していただいている施設ですので市が一方的に決める訳にも行きません。また名称の問題もごさいます。名称を変える事になれば、反対も出てくるかもしれません。他にも、実際に使っている方の利用状況が変わることになれば、いろいろな意見が出てくると思いますので、慎重に地元の意見を聞きながら進めていかなければならない大きな課題でございませう。

「林委員」 古い地域だけに、なかなか難しいですね。

「高本教育長」 今お話しいただいた箇所が27ページの1-(4)-②、木本議員からのご質問に対して部長がお答えした部分になると思います。質問した議員以外にも、関心のある議員が関連質問という形で再度質問することが出来るのですが、最終日に地元選出の佐藤議員から部長に質問がありました。地元の方々の思いもありますので、非常に難しいところがあるように思います。他のところでも結構ですが、菅沼委員、公民館について何かありますか。

「菅沼委員」 25ページから26ページにかけての所でもよろしいでしょうか。牛久保公民館は三階建てなので、エレベーターをユニバーサルデザインの観点から設置を検討されているとのことですが、豊川公民館と八南公民館は、敷地の関係からエレベーター棟の増築は困難と書いてあります。例えば、階段に自動昇降機のようなものを設置する考えはありませんか。その設置にしても難しいところがあるかもしれませう。

んが、足の不自由な方などもいらっしゃいますので、二階に上がる良い術がないでしょうか。

「**林生涯学習課長**」 まずエレベーターの話ですが、施設概況調査の結果、豊川公民館と八南公民館については物理的にエレベーターを付ける場所がないということでした。御油公民館は改築時に設置します。牛久保公民館は構造的にエレベーター棟を入口に外付け出来るということで、豊川と八南については、今後の改修の中で、先ほど言われた昇降機の設置などを検討する必要があると思いますが、まだ決まっていません。

「**菅沼委員**」 ぜひ検討をお願いします。

「**高本教育長**」 他にありますでしょうか。

「**戸荻委員**」 AEDの設置についてですが、維持していくのにとっても費用が掛かりますが、今は設置が当然という考えもあるので維持費は必要だと思います。実は、中学校1年生の子どもに、学校のどこに設置してあるかを聞いてみました。小学校は職員室の前にあったそうですが、中学校は聞いたかもしれないけれどどこにあるのか分からないと言っていました。設置してあっても、万が一使うことになった時に場所が分からないようでは意味がありませんので、ぜひ刷り込みをして欲しいと思いました。年に1回でも2回でも、AEDがどこにあるのかという事と取り扱いなどをしっかり刷り込みをして、万が一の時に確実に使えるようにしていただきたいと思います。これは、教職員や市の職員にも関係があると思います。異動などで職場が変わった時に、どこにAEDがあるのかを周知した方が良いと思います。万が一という時に必ず役に立つようにしていただきたいと思います。

「**高本教育長**」 教職員で学校のどこにあるか知らない者はいないと思いますが、今の戸荻委員からのご要望は、どちらかというところ設置した庶務課よりも学校教育課に関わると思います。子どもも含めて、大人にも周知をというご要望です。

「**戸荻委員**」 教育委員会は、公共の施設をいくつも管理もされていますので、ぜひお願いします。

「**原田教育部長**」 本日の資料は教育委員会に関する部分のみとなっていますが、この前に救急を所管している消防長が、市内のAEDの設置状況について答弁しています。現在は、24時間営業をしているコンビニにもAEDを設置させていただいており、市内におけるAEDの設置場所もどんどん増えている状況です。ただ、答弁はしていませんが、コンビニの24時間営業が少しずつ見直されているという話題もあるので、消防長は少し心配しておりました。いずれにしても、現在は人目があり、管理が出来る場所に置いていますので、屋外に設置する場合については、管理方法が一つの課題になります。

「**高本教育長**」 遠山議員は、24時間使えるようにという思いからの質問でしょうか。

「**原田教育部長**」 遠山議員が最初に言われたのは、学校開放で体育館や運動場を使用している時に何かあっても、保健室や職員室は夜間閉まっていて使えないため、そ

ういう場合でも使えるようにして欲しいということでした。現在は、管理のことも考えて校舎内の教職員がいる場所に設置しています。

「菅沼委員」 地元の人が学校を使う時は、職員室は開いてないですからね。

「高本教育長」 土日はそうですね。

「渡辺委員」 AEDの設置は当然必要ですが、使えないと何にもなりません。実際、学校の先生はどのようなタイミングで訓練をしているのでしょうか。

「河原教育部次長」 学校では主に職員を対象とした研修と子どもを対象とした研修を実施しています。消防の方に来ていただいて、ダミーの人形を使った心臓マッサージやAEDの使い方を必ず行っています。中学生につきましては、心肺蘇生の研修を受けるとカードをもらう事ができます。保健体育の授業等を使って実施している状況です。

「渡辺委員」 小学校についてはどうですか。

「小林学校教育課主幹」 小学校はプールが始まる前に、職員が訓練しています。

「渡辺委員」 よくある訓練は、大勢が見て代表の何人かが実際にやってみるというものが多いと思いますが、いざという時には、なかなか見ただけでは使えない事が多いと思います。AEDに関しては特にそうだと思いますので、すべての先生が実際に使ってみるような形での講習を考えて欲しいと思います。

「高本教育長」 消防訓練などもそうですね。火事があったら消火器を使うというのは頭では分かっているし、仕組みも大体は理解しているのですが、実際に火が出てしまうとパニックになって使えないという話を聞いたことがありますので、実際に触ってみるといのは大事だと思います。他にはよろしいですか。

「林委員」 もう一つよろしいですか。スクールロイヤーを導入することによって学校としては安心感を持つことができると思うのですが、それによっていじめが減るかという私そうは思いません。いじめを減らすには、先生方がもっと余裕を持たなければダメだと思います。これに尽きるのではないのでしょうか。30年前の教師と今の教師を比べたら全然違いますよね。30年前を考えてみると、授業はもちろんですが放課も子どもと一緒に遊んでいましたし、授業後は子どもを残して勉強を見てあげたり、いろいろな話をしたりするゆとりがありました。でも、今はそんな事をやっている先生は一人もいない。いじめはどういう時に起こるかという、大抵が放課や授業後ですよね。ですから、いじめを本当に減らそうと思ったら、先生方にゆとりを与えるか、教員の数をもっと増やすか、これしかないと思います。ここにメスを入れないと絶対にいじめは減りません。ぜひそういう方向でもっと考えていくべきですし、動くべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

「河原教育部次長」 大変貴重なご意見をありがとうございました。教員の数は定数法で定められていますので、定数法の改正について様々な所に声を届けているところです。市としては、非常勤講師の任用をしていますが、先生方に余裕を持っていただくまでには至っていないというのが正直ありますので、林委員が言われたことについては様々な機会に訴えて参りたいと思います。

「林委員」 昔の先生は、子どもとの関係がもっと近かった気がします。

「菅沼委員」 先生にゆとりがあれば近づけますか。変な言い方をしていますが、今の先生方の問題ということはないですか。

「林委員」 ゆとりがまず大前提です。

「菅沼委員」 時間的なゆとりということですか。

「林委員」 精神的なゆとりも必要ですね。

「菅沼委員」 精神的なゆとりを持つために、今の先生方はどのような事をすれば良いと考えますか。

「林委員」 今の先生方を見ていると、例えば放課にマル付けをしたり子どものノートを見たり、そういう事ばかりやっているように思います。

「菅沼委員」 それは、昔もやられていたのではないですか。

「林委員」 もちろんやっている先生もいました。今はあれもこれも、やらなければならない事が一杯ありすぎて精神的にかなりストレスを感じてしまっていて、ゆとりを持っていない。もっと子どもと密着する中で子どもの心を捉えていくことが大事だと思います。

「菅沼委員」 子どもの心を捉えていくように先生を指導するのは、新任になられた時ですよ。そういう仕方というのは、教えないと出来ない事なのではないでしょうか。教員を目指してきて、教員になられて、子どもを見ることになりましたが、見ていくと自然に出来るようになるのか、テクニク的に習っていないと出来ないものなのか、どうなのではないでしょうか。

「林委員」 一番の根本は、やはり先生が子どもを捉えないといけなと思うのです。子どもを捉えてから授業も始まります。だけど今の先生は子どもを捉えていない。捉えられないのです。

「菅沼委員」 どうして捉えられないのでしょうか。

「林委員」 余裕がないです。子どもは放課や授業後に友達と遊ぶ中で本心を出します。今の先生はそれを見ていない。ノートは一生懸命見ているのだけれど、そういう子どもの心まで見ていない。

「菅沼委員」 見られないのですか。見ようとしませんか。

「林委員」 見るだけの余裕も無いのでしょうか。

「戸苅委員」 昔の先生は、授業も見て、子どもの様子も見てという意欲があったと思うのですが、何年か前から先生方は授業をきちんと教えなければいけないという気持ちばかりが強くなってしまっていて、子どもの様子を見ようという余裕がないような気がします。国がそうさせてしまったのか良く分かりませんが。

「菅沼委員」 昔でも、出来ない方はいました。

「林委員」 言おうとしていることは分かります。

「菅沼委員」 昔でも今でも良い先生、ダメな先生はいます。ただ、言い方が悪いかもしれませんが、今は教員でなくても、あまり周りを見られない人間が多くなったので、それはどうしてかということを考えていかなくてはいけないと思います。

「林委員」 それはその通りだと思っています。今の若い先生はすごく優秀ですが、頭でっかちになっている感じを受けます。いろいろな知識は持っているけれども知恵はない。

「菅沼委員」 知識がありますか。

「林委員」 そこまで言われてしまうと、辛いところです。

「菅沼委員」 知識として千でも二千でも良く知っていれば、一を教えることは簡単だと思います。ですから、私はもっと勉強すれば良いと思います。今の若い人達は知らないことが多くて知識を持っていないから、少しの知識を皆に教えるには教え方も上手でなければなりません。その教え方は、年配の先生に指導していただければ良いかと思います。親でもゆとりがあると自分の子どもをきちんと見られるようになると言いますので、いろいろな意味でのゆとりが必要だとは思いますが。

「林委員」 いろいろな意見があると思いますが、やはりいじめを防ぐためには先生がもっと子どもの近くにいないとダメなことは確かです。離れたところで見ているから、その隙間でどうしてもいじめが起きてしまう。そこをしっかりと考えて、子どもと先生がもっと密着できるような体制を作っていくことが一番大事ではないかと思います。今少し離れてしまっている。それはどうしてかということ、先生方が忙しさの中で子どもを見る余裕がない。それも事実だと思います。

「菅沼委員」 ボランティアでなくても良いのですが、教員がやらなくても良いところをお手伝いしてもらえれば、少し時間が出来るかもしれないですね。

「林委員」 良い考えですね。

「戸荻委員」 教育大学の学生にお手伝いいただくのは難しいですか。将来、先生を目指しているのですから、子ども達と接する機会が沢山あれば、先生になった後よりも勉強できる可能性がありますよね。

「高本教育長」 その辺りは大学の方もいろいろ考えていると思います。

「河原教育部次長」 愛知教育大学との連携事業として、教育実習とは別に、大学1年生、2年生、3年生のそれぞれの学年で、学校に行くという様な授業を行っています。

「戸荻委員」 1、2、3年生の学生が必ず学校に来てくれているのですか。

「河原教育部次長」 学生の希望によります。必ず全員という訳ではありません。

「菅沼委員」 サマースクールなども学生にとっては良い勉強の場になりますよね。

「高本教育長」 いじめ問題に端を発していろいろとご意見をいただきました。ポイントをまとめさせていただきますと、子どもとの関わり方が大事だということは皆さん共通しています。菅沼委員からは、今の若い先生たちの質や意欲の部分でも問題がないかというご意見もありました。林委員からは、取り巻いている環境の中で先生に余裕がないのではないかというご意見もあり、戸荻委員からは、教えなければいけない内容が多過ぎるというご意見をいただきました。先程、十を知っていれば一を教えることはあまり難しいことではないと言われていましたが、今は十知らなければならぬ内容が非常に多くあります。ですから先生もかなり勉強しなくてははいけません。

教える内容が一つ増える事によって、研修会がどんどん増えていきます。プログラミング教育、人権教育、福祉教育、環境教育と一杯勉強しなくてはいけませんので、教える内容が多過ぎるというのも私は問題があると思っています。いろいろなものが複合的に絡み合って、いじめ問題に発展していくという事ですので、林委員が最初におっしゃったように、スクールロイヤーは問題が起きた時の学校対応の為であって、いじめの未然防止には結び付きにくいものであることは確かだと思います。今度の総合教育会議で市長がいじめ問題を議題にするという事でしたので、この件については2月の総合教育会議の場で更に議論していただくことになります。他にはよろしいでしょうか。時間を切ってしまい申し訳ありませんが、多くのご意見、ご質問をいただきましたので、以上をもって、日程第6、その他報告「令和元年12月定例市議会における教育問題について」の報告は以上とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後4時01分 閉会)